

文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の
一部を改正する条例案の主な内容

1 改正内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）の一部改正があったことから、文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和6年12月文京区条例第44号）について、以下のとおり規定を整備する。

(1) 第10条（虐待等の禁止）

「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(2) その他規定の整備

2 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（保育従事職員の資格）</p> <p>第六条 保育従事職員は、次に掲げる保育従事職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を備えていなければならない。</p> <p>一 満三歳未満の子どもに対する保育従事職員 <u>児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録</u>を受けた者（以下「登録を受けた者」という。）であること。ただし、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園において、満三歳未満児の保育従事職員数の六割以上の者が登録を受けた者（保健師、助産師又は看護師の資格を有する者については、登録を受けた者と同等の資格を有するとみなす。）であり、かつ、それ以外の者がその意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる者である場合は、この限りでない。</p> <p>二（略）</p> <p>第二項から第九条まで（略）</p>	<p>（保育従事職員の資格）</p> <p>第六条 保育従事職員は、次に掲げる保育従事職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を備えていなければならない。</p> <p>一 満三歳未満の子どもに対する保育従事職員 <u>児童福祉法第十八条の十八第一項の登録</u>を受けた者（以下「登録を受けた者」という。）であること。ただし、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園において、満三歳未満児の保育従事職員数の六割以上の者が登録を受けた者（保健師、助産師又は看護師の資格を有する者については、登録を受けた者と同等の資格を有するとみなす。）であり、かつ、それ以外の者がその意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる者である場合は、この限りでない。</p> <p>二（略）</p> <p>第二項から第九条まで（略）</p>

(虐待等の禁止)

第十条 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第二十八条第二項において準用する法第二十七条の二第一項各号）に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第十一条から二十一条まで（略）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(虐待等の禁止)

第十条 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第十一条から二十一条まで（略）